

親権・監護権に関するワシントン州（米）法令の調査報告書

概説

福岡大学法科大学院 小川富之
大分大学経済学部 藤村賢訓

ワシントン州法の概要

太平洋に面しアメリカ西海岸最北部の州で、州都はオリンピアである。1846年にオレゴン境界紛争解決のために締結されたオレゴン条約により、イギリスから割譲されワシントン準州となり、1889年に準州の西側の部分をアメリカ合衆国42番目の州である現在のワシントン州として認められた。

周知のとおり、アメリカ合衆国には、州法（state law）と連邦法（federal law）の二つの法体系が併存している。歴史的には、13あったイギリスの植民地がそれぞれの権限を残しながら州になり、それらが統合して連邦国家を形成した経緯から、州法と連邦法の2元的な法体系となっているわけである。したがって、州法で規定する領域は各州で異なるものとなっているが、独立当初のこれら13州はイギリス法を継受していることから、基本的にはコモン・ロー体系という共通性があり、ワシントン州もイギリスからの割譲という経緯から同様の傾向を有している。

家族法の概要

日本では、家族法といえば「日本の家族法」として統一したものとしてとらえることができる。しかしながら、前述のとおり、アメリカ合衆国には州法と連邦法が存在し、家族に関しては州法で規定され、50の異なる家族法が存在することになる。ワシントン州では、ワシントン州法典（REVISED CODE OF WASHINGTON）の第26編で「家族関係（Domestic Relations）」について規定している。

ワシントン州における家族関係法（ワシントン州法典第26編）は、次のように、第26.04章「婚姻（MARRIAGE）」から第26.60章「登録家族パートナーシップ（STATE REGISTERED DOMESTIC PARTNERSHIPS）」で構成されており、離別後の子の養育に関しては、第26.09章「婚姻解消手続-法的別居（DISSOLUTION PROCEEDINGS - LEGAL SEPARATION）」で扱われている。

CHAPTER 26.04. MARRIAGE

CHAPTER 26.09. DISSOLUTION PROCEEDINGS-LEGAL SEPARATION

CHAPTER 26.10. NONPARENTAL ACTIONS FOR CHILD CUSTODY

CHAPTER 26.11. NONPARENTAL CHILD VISITATION-RELATIVES

CHAPTER 26.12. FAMILY COURT
CHAPTER 26.16. RIGHTS AND LIABILITIES -- COMMUNITY PROPERTY
CHAPTER 26.18. CHILD SUPPORT ENFORCEMENT
CHAPTER 26.19. CHILD SUPPORT SCHEDULE
CHAPTER 26.20. FAMILY ABANDONMENT OR NONSUPPORT (FORMERLY: FAMILY
DESERTION)
CHAPTER 26.21. UNIFORM INTERSTATE FAMILY SUPPORT ACT (FORMERLY: UNIFORM
RECIPROCAL ENFORCEMENT OF SUPPORT ACT)
CHAPTER 26.21A. UNIFORM INTERSTATE FAMILY SUPPORT ACT
CHAPTER 26.23. STATE SUPPORT REGISTRY
CHAPTER 26.25. COOPERATIVE CHILD SUPPORT SERVICES -- INDIAN TRIBES
CHAPTER 26.26A. UNIFORM PARENTAGE ACT
CHAPTER 26.26B. MISCELLANEOUS PARENTAGE ACT PROVISIONS.
CHAPTER 26.27. UNIFORM CHILD CUSTODY JURISDICTION AND ENFORCEMENT ACT
CHAPTER 26.28. AGE OF MAJORITY (FORMERLY: INFANTS)
CHAPTER 26.30. UNIFORM MINOR STUDENT CAPACITY TO BORROW ACT
CHAPTER 26.33. ADOPTION
CHAPTER 26.34. INTERSTATE COMPACT ON PLACEMENT OF CHILDREN
CHAPTER 26.40. HANDICAPPED CHILDREN
CHAPTER 26.44. ABUSE OF CHILDREN (FORMERLY: ABUSE OF CHILDREN AND ADULT
DEPENDENT PERSONS)
CHAPTER 26.50. DOMESTIC VIOLENCE PREVENTION
CHAPTER 26.52. FOREIGN PROTECTION ORDER FULL FAITH AND CREDIT ACT
CHAPTER 26.60. STATE REGISTERED DOMESTIC PARTNERSHIPS

親権・監護権概念

アメリカ合衆国の多くの州では、日本における父母の子に対する「親権」に近い概念に関しては、監護権 (custody) という文言が用いられることが多い。ワシントン州では、一般的な親の権利・義務という意味で、「parent's rights and responsibilities」または「rights and responsibilities of the parent」という表現で、その内容については個別に規定している。父母の婚姻中の権利・義務については、第 26.16 章「権利と責任—夫婦共有財産」第 26.16.125 条 (子の監護) で、「両親の権利及び責任 (responsibilities) は、不行跡 (misconduct) が無い限り平等であるものとし、一方の親は他方の親と全く同様に、子の監護、監督及び収入 (earnings) に関する権利を有する。一方の親が死亡した場合、他方の親が子及びその財産を全体的かつ完全に管理 (control) する。」と規定するのみで、子に対する監護権について具体的な規定は存在しない。

親の離別に際する子の問題については、第 26.09 章「婚姻解消手続-法定別居」の中で詳細に規定されている。第 26.09.004 条（定義）では、本章の用語について定義し、同条第(2)項では、「ペアレンティング（養育）機能（parenting function）」について定義している。アメリカ合衆国の多くの州では、親の子に対する監護権については、法的監護（legal custody）と身上的監護（physical custody）に分けて規定されるところが多いが、ワシントン州ではこの区別はなく、「ペアレンティング（養育）機能」という用語で定義している。同条第(3)項では、「ペアレンティング（養育）計画（parenting plan）」について、最終的計画と暫定的な計画の 2 つを認めている。恒久的ペアレンティング（養育）計画決定の手続としては、父母間に合意がある場合は合意したペアレンティング（養育）計画を、合意がない場合はそれぞれが望むペアレンティング（養育）計画を裁判所へ提出しなければならないと規定されている。この恒久的ペアレンティング（養育）計画において、子の監護等について具体的に取り決められることになる。

ペアレンティング（養育）計画には、将来の紛争解決手続、決定権限の配分、子の居住規定が記載され、子との面会交流についても検討されることになる。

一方の親がペアレンティング（養育）計画の規定又は子の養育費命令に従わない場合には、罰則が適用される。

暫定的又は恒久的ペアレンティング（養育）計画における制限についても規定されており、親による又は親が同居する者による子に対する犯罪、身体的、性的、及び精神的虐待やドメスティック・バイオレンス等がある場合には制限を受ける。

子の居住に関し、ペアレンティング（養育）計画には、居住スケジュールを含めなければならないとされている。これは、子がどちらの親の家に年間の定められた日に住むかについて指定するものであり、第 26.09.187 条及び第 26.09.191 条の基準に合致して、休日、家族の誕生日、休暇及びその他特別の行事について規定しなければならない。

アメリカ合衆国の多くの州では、裁判所の監護権命令において共同監護を優先的に考える州もあるが、ワシントン州は、法的共同監護と法的単独監護に当たるようなものに対して特に比重を設けていない。しかし、同居を含めた子との相当な面会交流は基本的に認められる。このように、ワシントン州では、父母のどちらが子の監護者であるかという判断は求めておらず、他州との関係において、いわゆる監護者とは、子と大半の時間住居を共にする親のことをいう、とする。しかし、ここでいう監護者と親の権利・義務とは関係がないとされている。

ワシントン州における法家族関係法（ワシントン州法典第 26.09 章）の改定状況について

前回調査報告からの改正状況を調査したところ、第 26.09 章には SUBSTITUTE SENATE BILL 5399 Chapter 79, Laws of 2019 を受けた改正があり、新条文として第 26.09.525 条の追加とそれに伴う関係条文の改定がいくつか存在した。また前回調査で触れられていない条文群の大規模改正（条文番号の置き換え含む）があり^(注1)、当該改正条文を引用するいくつか

の条文内で引用条文番号が変更となっているものがあつた。改正については、次のとおりである。

新たな条文として、第 26.09.525 条 (実質的に等しい居住時間・Substantially equal residential time)、部分改正としては、第 26.09.410 条 (定義・Definitions)、第 29.09.430 条 (通知要求・Notice requirement)、第 29.09.520 条 (審判の基礎・Basis for determination) があり、これらに伴う引用条文番号の変更が、第 26.09.510 (暫定命令・Temporary orders)、第 26.09.405 条 (適用・Applicability)。

なお、CHAPTER 26.26. UNIFORM PARENTAGE ACT が分割され第 26.26A 章 (Uniform parentage act.) 及び第 26.26B 章 (Miscellaneous parentage act provisions.) となり、遺伝子情報やデータ管理、民族間差別、再統合家族等について規定されている。

(注 1)

ワシントン州議会 webpage [<http://leg.wa.gov/>]

<https://app.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=26.26A>

<https://app.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=26.26B>

2020 年 3 月 13 日 (金) 提出